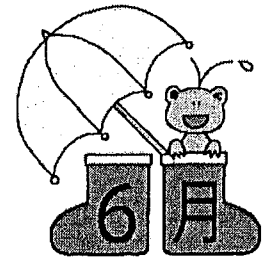


雨が多く、肌寒さと蒸し暑さを感じる季節となりました。衣替えをしたというのにブラウス1枚では肌寒いときもありますね。

日中と朝晩の気温の変化が激しい時期です。睡眠、食事を十分にとって体調変化の表れやすい梅雨のシーズンにそなえましょう。



消費者被害を防ぎましょう！

昭島市消費生活センターに寄せられた事例を紹介します。

◎原野商法の二次被害に注意！昭島市でも多数の相談が寄せられています！

私が地方に所有している土地を買いたい人がいるとの電話の後訪問があり、測量費や整地費として50万円掛かると言われた。どうしたらよいか。(80代女性)

★値上がりの見込がない原野などを、将来値上がりするかのようにならうと偽って販売する手口を原野商法といいます。過去にこうした被害に遭った人に、土地の売却話をもちかけ、調査費等の名目で費用を支払わせる二次被害の相談が増加しています。

★「高価格で売れる」などのセールストークをうのみにしてはいけません。その根拠について説明を求めるとともに、土地の所在地の自治体等へ確認しましょう。

※迷ったり、困ったりしたらまず電話を！ ～ひとりで悩まず、ご相談下さい～

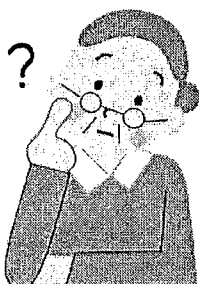
『昭島市消費生活センター』 ☎042-544-9399

相談時間 平日午前9時～正午、午後1時～4時

高齢者のお金の管理を安全に

今月は成年後見制度をご紹介させていただきたいと思います。

この制度は私たちが、自分の財産を守る、自分の意思を相手に伝え必要な物やサービスを選ぶ、契約を結ぶ、といった事柄を行うのが難しくなった時に利用出来ます。



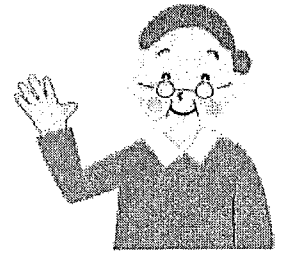
*成年後見制度とは・・・

認知症・知的障害・精神障害などにより、ひとりでは判断をすることが難しい方の権利を守り、住みなれたまちで安心して暮らすために支援をする制度です。家庭裁判所で選ばれた人が、その方の能力に応じ、たとえば福祉サービスの利用契約や、年金、預貯金等の財産管理、その他裁判所が定めた必要な支援をその方を守るためにを行います。

後見制度は3種類あります

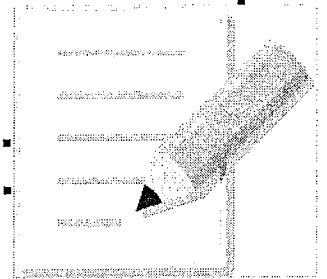
後見制度には3種類あり、裁判所が決定します。

1. 補助（判断能力が不十分な方）
2. 補佐（判断能力が著しく不十分な方）
3. 後見（判断能力が全くない方）



制度の利用を希望する時・・・

ご本人の住所地の裁判所に審判を申立てます。
昭島市の場合は、東京家庭裁判所立川支部です。



申立てについて

申立てができる人・・・本人、親族（4親等以内）、区市町村長、検察官など

申立てに必要なもの・・・申し立て書類（診断書など）他ですが、申立書及び「申し立ての手引き」は、家庭裁判所で入手できます。また、家庭裁判所ホームページからダウンロードできます。西部地域包括支援センターや地域福祉・後見支援センターあきしまにも用意してあります。

申し立てにかかる費用・・・手数料・印紙・切手代など 約8,000円前後～、加えて診断書作成費等がかかります。

★裁判所の判断で鑑定が必要な場合は、鑑定料がかかります。（おおよそ5～10万円）

★手続きを司法書士などに依頼する場合には、別途費用がかかります。

*任意後見制度とは・・・

今は元気な方が、将来判断能力が不十分になった時のために、あらかじめ誰にどんな支援をしてもらうかを決めておく制度です。

判断能力が低下した時、任意後見契約を結んだ方が裁判所へ申し立てをします。

社会福祉協議会作成チラシ「地域福祉・後見支援センターあきしまとは」より

成年後見制度・地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の
お問い合わせやお申込みは・・・

地域福祉・後見支援センターあきしま 月～金 午前8:30～午後5:00
昭島市昭和町4-7-1 あいぼっく（保健福祉センター2階）TEL 042-544-0388
相談は無料です。